

収 支 報 告 書

(その1)

(ふりがな)

(しゃかいみんしゅとういしかわけんだいにくしぶれんごう)

1 政治団体の名称

社会民主党石川県第2区支部連合

2 主たる事務所の所在地

白山市殿町46 白山市労働会館2F

令和 6 年分
(令和 年 月 日開催分)

3 代表者の氏名

山口 俊哉

4 会計責任者の氏名

平田 和伸

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☒ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

事務担当者の氏名

川北 初子

(電話)

076-233-3360

(電話)

(電話)

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

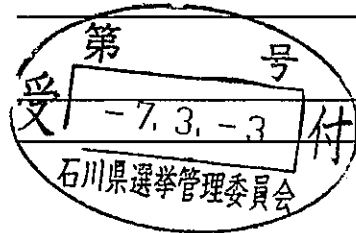
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで



収 支 の 状 況

1 収支の総括表

[illegible]

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億		百万	3	2	千			0
員 数									0

(2) 寄 附（寄附の区分で該当があるものについては（その7）、（その8）、（その9）の内訳を添付すること。）

[illegible]

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入													
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額									年月日	主たる事務所の所在地		備 考
	十億		百万		千				円				
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 1. 22	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 2. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 3. 21	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 4. 22	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 5. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 6. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 7. 22	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 8. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 9. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 10. 21	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	5	0	0	0	2024. 11. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
社会民主党石川県連合					1	7	8	4	0	2024. 12. 20	金沢市	芳斉2-15-15第1奥野ビル2F	
こ の 頁 の 小 計					1	8	2	8	4	0	※「主たる事務所の所在地」欄の記載については、石川県内の場合は市名又は郡町名を点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載し、石川県外の場合は都道府県名から市区町村名までを点線の左側に、それ以下を点線の右側に記載して下さい。		
合 計					1	8	2	8	4	0			

(注) 供与者ごとに名寄せして記載して下さい。なお、本部又は支部を持たない単独の政治団体は不要です。

(例)

○ ○ 市	○町○番○号
○ 郡 ○ 町	○町○番○号

(その6)

(6) その他の収入												
摘 要		金 額								年月日	備 考	
		十億		百万		千			円			
こ の 頁 の 小 計									0			
1 件 1 0 万 円 未 満 の も の									1 7			
合 計									1 7			

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表										
項 目		金 額								備 考
		十億		百万		千			円	
1	経 常 経 費								0	
(1)	人 件 費									
(2)	光 熱 水 費								0	
(3)	備 品 ・ 消 耗 品 費					2	8	4	0	
(4)	事 務 所 費				5	0	0	0	0	
	小 計				5	2	8	4	0	
2	政 治 活 動 費									
(1)	組 織 活 動 費				2	6	0	5	0	
(2)	選 挙 関 係 費				1	9	9	5	0	
(3)	機関紙誌の発行その他の事業費 (ア+イ+ウ+エ)				7	4	0	0	0	
	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費				7	0	0	0	0	
	イ 宣 伝 事 業 費					4	0	0	0	
	ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費								0	
	エ そ の 他 の 事 業 費								0	
(4)	調 査 研 究 費								0	
(5)	寄 附 ・ 交 付 金								0	
(6)	そ の 他 の 経 費				1	0	0	0	0	
	小 計				1	3	0	0	0	
	合 計				1	8	2	8	4	0

(注) 本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、各項目ごとにその額を備考欄に記載すること。その際は、(その16)も記載する必要があるの
で注意すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 組織活動費 (組織対策費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億			百万			千		円				
この頁の小計									0	※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告してください。			
その他の支出					2	6	0	5	0				
合 計					2	6	0	5	0				

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告してください。

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 選挙関係費 (選挙対策費)		
支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億			百万			千		円			
この頁の小計									0	※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告してください。		
その他の支出					1	9	9	5	0			
合 計					1	9	9	5	0			

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙誌の発行事業費 (発送費)			
支出の目的	金 額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億			百万			千		円				
この頁の小計									0	※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告してください。			
その他の支出					7	0	0	0	0				
合 計					7	0	0	0	0				

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (作成費)		
支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億			百万			千		円			
この頁の小計									0	※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告してください。		
その他の支出						4	0	0	0			
合 計						4	0	0	0			

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 その他の経費 (雑費)		
支出の目的	金 額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億			百万				千		円		
この頁の小計												0
その他の支出						1	0	0	0	0		0
合 計						1	0	0	0	0		0

※政治資金パーティー開催事業の支出は(その15)ーパを使用して報告してください。

(注) 国会議員関係政治団体にあっては、1件1万円を超える支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また、1件1万円以下の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。国会議員関係政治団体以外の政治団体にあっては、1件5万円以上の支出について、その支出ごとに記載し領収書等の写しを添付すること。また1件5万円未満の支出については、一括してその合計金額を「その他の支出」の欄に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無				
資 産 等 の 項 目 別 区 分		有	無	備 考
ア 土	地	☐	☒	
イ 建	物	☐	☒	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ	取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ	金 銭 信 託	☐	☒	
キ	有 価 証 券	☐	☒	
ク	出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注) 該当がない場合でもア～シの各区分の無の□の中に☑と記入すること。

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり) なし

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 3 月 3 日

政治団体の名称 社会民主党石川県第2区支部連合

会計責任者の氏名 平田 和伸 

代 表 者 の 氏 名
※解散の場合のみ記載

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。